

石川町立小中学校施設管理及び給食調理業務包括委託の実施に向けた
公募型市場調査実施要領

1 目的

本町では、学校施設の管理及び運営において、業務の効率化・迅速化と予防保全による効果的・効率的な維持管理を図ることを目的に、民間事業者の創意工夫、ノウハウ及びスケールメリットを享受できるよう、複数の学校施設の維持管理及び運営に関わる業務を複数年にわたり一括して委託する「包括的民間委託」の導入を検討しています。

本調査は、今後、包括的民間委託を実施するにあたり、対話を通じて本事業への参入意向や業務内容及び規模の妥当性を判断するため、実施するものです。

2 包括的民間委託の事業概要

(1) 対象施設

石川町立小中学校 3 校

(2) 対象業務（別紙一覧）

施設の管理・保守・点検及び修繕業務、給食調理業務

(3) 契約期間

5 年を予定しています。

3 参加事業者

(1) 包括的民間委託の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループを対象とします。グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者 1 社を選定してください。

(2) 本調査では、石川町競争入札参加有資格名簿への登録の有無を問いません。

(3) 本要領公表日から参加申込書提出日までの間において、以下の要件の全てに該当すること。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと

②指名停止措置を受けていないこと

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生の手続きを受けていないこと

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと、また、石川町暴力団排除条例に抵触していないこと

⑤税等を滞納していないこと

※本市場調査にあたっては、上記の条件を満たせば参加可能ですが、事業者選定にあたっては、石川町競争入札参加有資格名簿への登録が必要となります。

4 本調査のスケジュール

実施内容	日程
実施要領の公表	令和4年8月22日（月）
参加申込み期限	令和4年9月9日（金）
調査期間	令和4年8月29日（月）～令和4年9月30日（金）
調査結果の公表	調査期間終了後、1か月以内に本町ホームページにて公表いたします。

5 本調査の主な内容

- （1）本調査への参加理由及び本事業への参入意向について
- （2）市場性について
- （3）施設管理の包括的民間委託のメリット・デメリットについて
- （4）適正な業務範囲について
- （5）業務の履行体制について
- （6）マネジメントフィーについて
- （7）町内業者の受注機会の確保及び現在の調理員の雇用について
- （8）災害時等の緊急時における業務継続の考え方について
- （9）業務効果について
- （10）付加価値提案業務について
- （11）事業者選定の際に本町から提示してほしい資料やその他の要望について
- （12）他自治体での包括的民間委託の受託実績について
- （13）事業開始までに必要な準備期間について
- （14）その他

6 本調査の流れ

（1）調査参加意向の表明

本調査への参加を希望される場合は、本町ホームページに掲載しているエントリーシート及び誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールで送信してください。エントリーシート及び誓約書を受領後、調査票及び資料を電子メールで送信いたします。

《送信先》

石川町教育委員会 教育課 学校管理係

（電子メールアドレス） gakkou_k@town.ishikawa.fukushima.jp

《送信期限》

令和4年9月9日（金）

(2) 対話の実施

書面による調査を実施し、詳細な説明をお伺いしたい部分があれば、個別対話による追加の調査をさせていただきます。可能な限りのご協力をお願いいたします。

(3) 対話結果の公表

本調査でお伺いしたことは、事業者名、事業者のノウハウ、事業者の実績等の部分を除き、本町ホームページで公表します。

なお、事業者のご提案やノウハウの保護のため、当該部分につきまして、赤字や下線で明示してください。

7 本町からの提供資料

(1) 対象施設・業務一覧

(2) 対象業務実績額一覧

(3) 現在委託契約している業務の参考仕様書

8 その他

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

本調査への参加実績は、本事業の事業者公募の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

また、本町及び本調査参加者ともに、調査票及び個別対話時の発言内容は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について何ら約束するものではありません。

(2) 費用

本調査の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。